# 仙台市図書館振興計画 2022

令和4年3月

仙台市教育委員会

# 仙台市図書館振興計画2022

## 【目次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı
I 計画の策定にあたって	
I. 計画の位置づけと期間	
(1)計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 計画策定の背景	
(Ⅰ)図書館を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)東日本大震災に関する資料の保存・活用・・・・・・・・・・・	4
(3)図書館をめぐる主な計画や法整備の動き・・・・・・・・・・・・	4
(4)仙台市図書館の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(5)仙台市図書館振興計画2022策定に向けて・・・・・・・・・・・・・・・	7
3. 基本理念・策定に向けた方針	
(1)めざす図書館像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2)図書館像実現に向けた 4 つの方向性・・・・・・・・・・・・・・	9
Ⅱ 方向性と施策	
方向性   地域や市民に役立つ図書館となるために	
(1)生涯学習を支援する基盤施設としての図書館サービスの充実に	
取り組みます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)課題解決に取り組む市民の学びをサポートします・・・・・・・・	12
(3)地域の歴史や魅力を継承・発信し、未来の地域づくりに	
貢献します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(4)多様な機関と連携し、「学都仙台」の活力を向上します・・・・・・	14
方向性2 0歳から読書に親しめる読書文化を育む図書館となるために	
(1)乳幼児から読書に親しみ、豊かな感性を育む機会を提供します・・・	15
(2)障害のある子どものニーズに応じたサービスを提供します・・・・・	16
(3)ヤングアダルト世代の読書活動、学習活動を支援します・・・・・・	17
(4)学校との連携を推進し、子どもの読書環境、学習環境の向上を	
支援します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(5)家庭・地域等と連携し、子どもの創造性を育む読書活動を支える	
環境づくりを進めます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
方向性3 市民一人ひとりに利用しやすい図書館となるために	
(1)どこに住んでいても図書館サービスが利用できる環境の整備に	
取り組みます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

(2) めらゆる人に使いてすい凶責賠サービスを推進します・・・・・・	۷ ا
(3)ICT 環境の進展など社会環境の変化を踏まえたサービスを	
提供します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
方向性4 自らの変革を進める図書館となるために	
(1) 市民の財産としての資料を計画的に収集・保存し、活用します・・・	23
(2)めざす図書館像を市民と共有し、ともに図書館づくりを進めます・・	24
(3)図書館資源を適正に配分・管理し、最大限に活用します・・・・・	25
(4)図書館サービスの評価・分析を行いながら図書館経営を行います・・	26
(5)図書館職員に求められる資質と専門性の向上に努めます・・・・・	27
Ⅲ 計画の推進に向けて	
I. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2. 目標の設定及び計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・	28
IV 資料編	
I. 図書館の現状に関するデータ・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2. 仙台市図書館振興計画2022策定に関する協議経過・・・・・・・・	30
3. 仙台市図書館協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
4. 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

本文中、「○○○○\*」とある用語は、Ⅳ資料編「4.用語解説」に説明を記載しています。

#### (3) 図書館資源を適正に配分・管理し、最大限に活用します

## □ 施策の方向 □

仙台市図書館では、平成 19 (2007) 年より、全館オンラインにより全館の所 蔵本を希望する図書館で受け取れるようになりました。今後も、図書館システム の更新や適切な運用により、資料の適切な管理と安定的なサービスの提供に努め ます。

また、市民図書館は、中央館として、図書館システムの保守管理や、公共図書館としての適切なサービス水準及び蔵書構成の維持に中心的な役割を担っていく必要があります。

図書館においては、平成 20 (2008) 年度より指定管理者制度を開始し、令和 3 (2021) 年度現在で 3 館に導入しています。今後も、各図書館の的確な事業運営の確保を図りつつ、指定管理制度の活用のあり方について検討していきます。

### □ 主な施策 □

- ①公共図書館としての安定的なサービスを提供するための課題解決に努めます
  - ○適切な蔵書構成の維持
  - ○図書館システムの更新・検証
  - ○市民図書館の中央館としてのあり方検討
- ②来館型・非来館型サービスの適正な運用を進めます
  - ○感染症対策等を視野に入れた移動図書館\*や電子図書館\*の運営、オンライン によるサービス提供の検討
  - ○来館型サービスを維持しつつ、非来館型サービスと両立させたサービス提供 の研究
- ③費用対効果を踏まえ、サービスのあり方を検討するとともに、財源創出の手法 を研究します
  - ○雑誌スポンサー事業\*の継続実施
  - ○財源創出に向けた手法の調査・研究
  - ○指定管理制度の活用に関する検証・検討